

和歌山市告示第262号

固定資産税及び都市計画税納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき固定資産税及び都市計画税納税通知書は、資産税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年7月14日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 送達書類の名称 令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 納 期 限 令和8年度第1期分の納期限は、令和8年7月31日とする。